

国 総 海 第 32 号  
国 海 環 第 165 号  
令和 7 年 12 月 16 日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省 総合政策局 海洋政策課長  
海事局 海洋・環境政策課長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する  
政令について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年  
政令第 392 号）を別添のとおり令和 7 年 11 月 27 日に公布したので、ご了知頂きますよ  
うお願ひいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願ひいたします。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十二号）（国土交通省）

- 1 船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。（第十一条の七及び別表第五関係）
- 2 船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。（第十一条の十及び別表第五関係）
- 3 附則
  - (1) この政令は、令和八年三月一日から施行する。（附則第一条関係）
  - (2) 所要の経過措置を定める。（附則第二条関係）

力ナダ北極  
海域  
海排出規制  
北緯六十八度五十四分西經百三十七度の点、北緯七十二度五十六分の点、北緯七十三度二十一・七二分西經百三十六度二十六・四六分の点、北緯七十三度五十八分西經百五十北百

## 政令第三百九十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第十九条の三、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の七の表第一号中「及び米国カリブ海排出規制海域」を「、米国カリブ海排出規制海域、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域」に改める。

第十九条の十の表第一号中「及び地中海排出規制海域」を「、地中海排出規制海域、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域」に改める。

別表第五に次のように加える。

令和七年十一月二十七日

御名  
御璽

内閣総理大臣 高市 早苗

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

ノルウェー規制	海域出港規制
点八六度北二十二十緯七度八七四五二分七十九北の五分七北 から分五五緯分五分四六二四・十分・十東〇四緯点・東・緯 らの四十六の・東・十分十二二の九二経八度七・一経六六 陸点分三十点一経九八の三分度点七度二四二十九北三三九 岸及東・四・三三八度点・東四・六五十分・三緯五十五〇九 まび経二度北〇度九五・八経十北二十六東九度七四一四度 で北〇二二緯四二十九北二九二緯分五度経七三十分度分四 九緯度四十六分・分八緯二度・七の・二三四十三の六東十 十六三三五十五の二東・六二五五十五点〇十八五度点・経七 度十十分・五点〇経三十分十四三・二八度分・二三五度分・二 に二八西九度・七三一九の四分度北七・十経六六度点・二 引度・経六二北八度六度点・東十緯二三・六〇六度点・〇五 い東三〇十九緯分十四三・九経七分八・三・六六度点・二 た経五度二二六の七分十北六十・十の〇・一・二・三・四・五 線四五二分・十点・東六緯分一八三点・八五三度東經二分 並度分十西七六・〇経・七の度二度・分〇五二分・北四緯二 び五の九経二度北三三度二度・四十五十緯点・二三三度分 に十点・〇一二二緯二三度二度・四十五十緯点・二三三度分 陸二・四度四十六二二五五四四北二分・分四五七・七・五五 岸・北四二分五十五分十十分十緯・東・十北二分・分二二 に三緯二十東・六の・東三七一・一・九四九十九北六十六度 よ四六分九経九度点・経・十三三十三度七・九二六度東・二 り六十の・一三四・二四一・一九四九十九北六十六度東・二 回四二点三度四十北一度六度二度分三四緯分七度・二經三 ま度分・二四九緯五四五・三分九・東・七度の・三・三八 まれの東北一十分・六四四十分十の・経七二四・度七点・三 た点経緯四四東七七分七東七点・四十二二四度北七・二 海を一六分・経七七の・経・二六二六度六・二緯七分三 域順度十の五三九度点・三六五北六度六・二緯七分三 次二二点九度二二・三度六緯六三分二十七分九十分 結十度・二十分十北二三・一七分十東四四九点・四点 ん二五北八七東五緯分三十二点・二八七度・分八 だ・十緯分・六の六分一点・二八七度・分四十分九二北緯点 線二三六の一三七七十点・東度・四十分九二北緯点・分八 四・十点一度九八・〇経五北九度東七十三点・分十八 同九四三・〇二八度北六八十緯七十経三・七・分	ん五分五度二五度の五 だ十の十二分十一点十 線六点七十分度九 並度度四点度二三 び四北三・二三緯六 に十緯十七北十五分 カ三六八四緯二分十 ナ・十・分六・一經度 ダ〇度西二十五度四 の二十分経五度分 陸岸の・点十〇の七七 に点三・七・点二 よ及六北度三・二十一 りび分緯十九北二十四度 西六分緯六・西六・一經十二 ま緯五度・一經十二 れ六北十五度分 た十十四六十五度分 海度三十分七の二 域西度三 総經四・点度二 六・五・十五六北十三分 四六分緯六二分西 度分西經九二經六 九の九經二分五分 点五・十度点七三 六分北七点七度 の緯度・北四北七 点六十一北二四緯 を順度・分六一 次西六西十・西十九 結經四經一六經二分

## 第一条 この政 (経済措置)

**一条** この政令は、令和八年三月一日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** 次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準（次項において「放出基準」という。）（改正後の別表第五に掲げるカナダ北極海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十一条の七の規定にかかるらず、なお従前の例による。

今和七年一月一日以後に建造に着手された船舶以外の船舶に係る原重機であつて  
次に掲げるるもの

イ この政令の施行の際現に設置されている原動機（この政令の施行の日以後に設置される原動機）

除く。)

二 前号に掲げる原動機との交換により船舶に設置るものとして国土交通省令で定めるものを含む。

2

次に掲げる原動機に係る放出基準（改正後の別表第五に掲げるノルウェー海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十三条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から令和十二年二月二十八日までの間に船舶に設置される原動機（次に掲げるものを除く。）

イ この政令の施行の日以後に建造契約が結ばれる船舶に設置される原動機

ロ 建造契約がない船舶であつて令和八年九月一日以後に建造に着手されるものに設置される原

三 前二号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

3 改正後の第十三条の十の表第一号（カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域に係る部分に限る。）の規定は、令和九年二月二十八日までの間は、適用しない。

国土交通大臣 金子 恭之  
内閣総理大臣 高市 早苗